|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）京都市長 | 年　　月　　日　 |
| 申告者の住所（法人の場合は、事務所の所在地） | 申告者の氏名（法人の場合は、名称及び代表者名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話（　　　　）　　　　－　　　　 |
|  | 個人（法人）番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 納税者コード |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

現　所　有　者　の　申　告　書

|  |
| --- |
| 下記の　□土地　□家屋　について、京都市市税条例第５９条第５項の規定により申告します。 |
| 被相続人 | 氏名 |  |
| 本籍地 |  |
| 死亡時の住所 |  |
| 死亡の年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 土地 | 所在地 | 地番 | 地積 |
| 　　　　区　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 　　　　　　　　　 | ㎡ |
| 　　　　区　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 　　　　　　　　　 | ㎡ |
| 家屋 | 所在地 | 家屋番号 | 床面積 |
| 　　　　区　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 　　　　 | ㎡ |
| 　　　　区　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 　　　　 | ㎡ |
| 相続登記の状況 | □　登記済み　　　　（　　　　　　 年　　　月　　　日） |
| □　近日中に登記予定（　　　　 　　年　　　月　　　日） |
| □戸籍謄本　　　　□相続放棄申述書□　当分の間登記の予定なし　添付書類　□遺産分割協議書　□その他□遺言書　　　　（　　　　　　　　　　　　　） |
| 現 所 有 者 |  | 氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） | 住所（法人の場合は、事務所の所在地） | 被相続人との続柄 | 持分 |
| 共有者の代表者 |  |  |  |  |
| 代表者以外の共有者 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 現所有者でない相続人 | 氏名 | 住所 | 被相続人との続柄 | 現所有者でない理由 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

注１　該当する□には、レ印を記入してください。

担　当

係　長

課　長

決　裁

２　この申告書は、現所有者の構成又は持分が異なる固定資産ごとに
作成してください。

３　この申告書に資産、現所有者、現所有者でない相続人の記載が収
まらないときは、別紙に記載してください。

**申告書の記入方法及び添付書類**

※未登記家屋の場合は、表面及び以下に記載の「相続登記」を「登記」と読み替えてください。

　下記の区分にしたがって作成してください。

　被相続人の方が複数の固定資産を所有しておられ、それぞれ相続登記の状況や現所有者（相続人等）の構成や持分が異なる場合は、その固定資産ごとに作成してください。

添付書類等に関するご質問は、物件所在地の固定資産税担当までお問い合わせください。添付資料に不足がある場合は、追加で資料の提出をお願いする場合があります。

１　既に相続登記を済ませている場合や近日中に登記を予定している場合は、

　　　→「現所有者の申告書」と申告者の本人確認書類を提出してください。

（１）既に相続登記を済ませている場合

→「被相続人」から「相続登記の状況」の各欄に記入してください。

→「相続登記の状況」欄には、「登記済み」に✓印をつけ、登記年月日を記入してください。

（２）近日中に登記予定の場合

→「被相続人」から「現所有者でない相続人」の各欄に記入してください。

→「相続登記の状況」欄には、「近日中に登記予定」に✓印をつけ、予定年月日を記入してください。
→「現所有者」欄以下には、新しく登記名義人になる方や持分を記載してください。

２　当分の間、相続登記をされる予定がない場合は、

　　　→　次の（１）（２）の書類を提出してください。

（１）「現所有者の申告書」と申告者の本人確認書類

「被相続人」から「現所有者でない相続人」までの全ての欄に記入してください。
「相続登記の状況」欄には、該当する□に✓印をつけ、「現所有者」及び「現所有者でない相続人」欄に、相続等により所有者となられた方及び相続放棄等により所有者とならなかった（相続されなかった）方等全員について記入してください。

（２）添付書類

被相続人と相続人全員との関係がわかる戸籍謄本及び現所有者全員の住民票記載事項証明書（住民票の写し）又は戸籍の附票を添付してください。

　　　また、次のアからウに該当する場合は、それぞれに掲げる書類を提出してください。

ア　遺産分割協議が整っている場合

　　　○　遺産分割協議書の写し及び法定相続人全員の印鑑登録証明書

遺産分割の方法が遺言で決められ、これにしたがって遺産分割を行う場合は、公正証書遺言、家庭裁判所において検認を受けた遺言書又は遺言書保管所（法務局）の遺言書保管官が交付する遺言書情報証明書

　　イ　遺言のある場合

○　公正証書遺言、家庭裁判所において検認を受けた遺言書又は遺言書保管所（法務局）の遺言書保管官が交付する遺言書情報証明書のいずれか

　　ウ　相続人の一部又は全員が相続権を放棄している場合

○　相続放棄受理通知書（写し）又は相続放棄受理証明書

　　　○　現に所有する方の所有権を証する書類（相続財産法人を証する書類）の写し